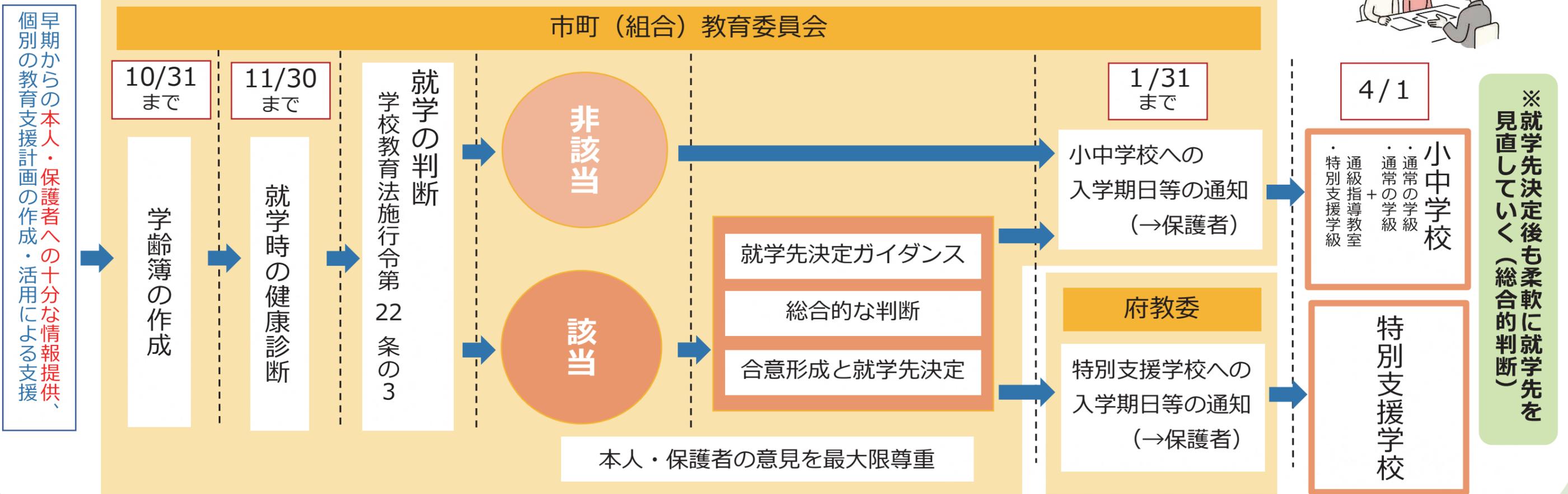


## 就学先の決定



### 学校教育法施行令 第22条の3って？

下記基準に該当しなければ特別支援学校へ就学することはできません。該当したお子さんのうち、市町（組合）教育委員会が特別支援学校へ就学することが適当と認めるとき特別支援学校に就学することが可能になります。

視覚障害	①視力がおおむね0.3未満 ②視野狭窄が高度な視機能障害	拡大鏡の使用によっても通常の文字等の認識が不可能又は著しく困難な程度
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上	補聴器等の使用によっても通常の音声の理解が不可能又は著しく困難な程度
知的障害	①知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活で頻繁に援助を必要とする程度 ②上記の程度に達しない場合	社会生活への適応が著しく困難な程度
肢体不自由	①補助具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難な程度 ②上記の程度に達しない場合	常時医学的な観察指導を必要とする程度
病弱・身体虚弱	①慢性の呼吸器疾患、肝臓疾患、神経疾患、悪性新生物等の病弱者 ②身体虚弱者	継続して医療又は生活規則を必要とする程度

### 特別支援教育とは

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。

また、特別支援教育は、発達障害のある子どもも含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものです。

さらに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があります。